

営農類型別経営調査の調査計画の修正案（調査系統）

事務局修正案	農林水産省から申請された変更案
<p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査系統</p> <p>ア 経営統計調査</p> <p>(ア) 経営統計調査のみの報告者 農林水産省－民間事業者－報告者 〔民間調査員^(注8)〕</p> <p>(注8) 民間事業者が雇用する調査員をいう。</p> <p>(イ) 生産費調査の報告者を兼ねる者</p> <p>a 地方農政局の管轄区域 農林水産省－地方農政局－報告者 〔統計調査員^(注9)〕</p> <p>(注9) 農林水産省が任命する調査員をいう。</p> <p>b 北海道 農林水産省－北海道農政事務所－報告者 〔統計調査員〕</p> <p>c 沖縄県 農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－報告者 〔統計調査員〕</p>	<p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査系統</p> <p>ア 経営統計調査</p> <p>(ア) 経営統計調査のみの報告者 農林水産省－民間事業者－報告者 〔調査員〕</p> <p>(イ) 生産費調査の報告者を兼ねる者</p> <p>a 地方農政局の管轄区域 農林水産省－地方農政局－報告者 〔調査員〕</p> <p>b 北海道 農林水産省－北海道農政事務所－報告者 〔調査員〕</p> <p>c 沖縄県 農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－報告者 〔調査員〕</p>

事務局修正案	農林水産省から申請された変更案
<p>なお、民間事業者による調査に協力を得られる報告者については、経営統計調査の部分について、(ア)に記載の調査系統により実施する。</p> <p>イ 生産費調査 (略)</p>	<p>なお、民間事業者による調査に協力を得られる報告者については(ア)に記載の調査系統により実施する。</p> <p>イ 生産費調査 (略)</p>

(注1) 調査計画では、営農類型別経営調査について「経営統計調査」の略称を用いています。

(注2) 「事務局修正案」は、産業統計部会における御指摘を踏まえて、「農林水産省から申請された変更案」における「調査系統」の記載について、今後、修正を求める際の案を示したものです。